2018年度「人材発掘」入試
法学既修者認定試験

刑 事 訴 訟 法

（問　題）

注　意　事　項

１．問題冊子、解答用紙および貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
２．問題は２頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
３．下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
４．ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
５．貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
６．試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名、科目名を記入してください。受験番号は正確にていねいに記入してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
７．試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
８．試験終了後、問題冊子、下書用紙は持ち帰ってください。
９．いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
10．解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

解答は『解答用紙（G）』を使用してください

問題（60 点）

Ｘは、常習として、平成 29 年１月 14 日ころ、同年３月 13 日ころ、および同年４月８日ころ、Ａ県Ｂ市内およびその周辺地域で賭博を行ったとして、同年６月 10 日、常習賭博の罪でＢ警察署警察官により逮捕され、引き続き勾留された後、同月 21 日に上記の罪で起訴されたが、その後、同年７月 25 日に保釈された。これとは別に、同年２月３日ころと 20 日ころの２回、同県Ｃ市内で行われた賭博事件につき捜査を行っていたＣ警察署では、同年８月上旬までに、複数の被疑者から、その２回の賭博にはＸも加わっていた旨の供述が得られたので、同月 10 日、Ｘを上記２月３日ころと 20 日ころの賭博の被疑事実により通常逮捕した。Ｘはこれに引き続き勾留されたので、弁護人が、これら２月の賭博行為は既に起訴されている１月から４月にかけての３回の賭博行為とともに一つの常習賭博罪を構成するものなので、上記起訴後の勾留に重ねて２月の賭博行為によりＸを勾留したのは違法だとして、準抗告を申し立てた。

裁判所は、どのように判断すべきか。

〔以下余白〕